

令和7年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託仕様書

1 目的

外国人介護人材に対する日本語能力や介護技能（以下「日本語能力等」という。）の向上を図る研修、及び介護施設等職員に対する外国人介護人材受入体制強化に向けた研修の実施により、外国人介護人材の必要な技能習得とともに、国内の介護現場における円滑な就労・定着を支援することを目的とする。

2 業務内容

(1) 受講者の募集及び取りまとめ

(2) 外国人介護人材に対する日本語能力等の向上を目的とした研修等の実施

①研修の対象者

県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者（※）」という。）とし、入職から1年以内の者を優先させるものとする。

※ 上記以外の県内の介護施設等で就労する介護分野の外国人材（以下「他の在留資格で就労する者」という。）も対象とするが、研修対象者を優先させるものとする。

②研修内容

日本語能力等の向上をはじめ、受講者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。

また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

③研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。

また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

④研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にした上で、研修計画を作成しておくこと。

また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

⑤研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

また、受講者の学習効果向上等の観点から、各受講者に対し複数回研修を実施すること。

⑥研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国で作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」など、既存の学習ツールについても有効活用すること。

⑦対象経費

研修対象者に限るものとし、他の在留資格で就労している者及び県が実施する他の日本語研修事業を受講している者に係る経費は対象外とする。

なお、対象者と対象外の者が混在する場合は、合理的な方法により費用を按分すること。

⑧受講料等

原則として、受講にかかる費用は委託料から賄い、研修対象者に負担させないこと。

ただし、研修会場までの旅費等の実費については、受講者負担とする。

⑨その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、受講者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、研修内容や受講者の一部について、集合研修以外（オンライン方式、施設訪問型など）の方法で実施することも可能とする。

※ただし、上記の場合においても、原則1回以上、対面による集合研修を行うこととする。

(3) 外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修等の実施

①研修の対象者

外国人介護人材受入施設等（受入予定施設を含む）の職員とする。

なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができる。

②研修等の内容

外国人介護人材を受け入れるにあたり、施設等において必要な準備、入国前からのコミュニケーション方法、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、介護福祉士国家試験に合格するための日本語学習支援、外国人介護人材受入事例の紹介等の内容とすること。

③研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標等をあらかじめ明確にした上で、研修計画を作成しておくこと。

また、受講者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

④研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

⑤受講料等

原則として、受講にかかる費用は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。
ただし、研修会場までの旅費等の実費については、受講者負担とすること。

⑥その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、受講者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、研修内容や受講者の一部について、集合研修以外（オンライン方式、施設訪問型など）の方法で実施することも可能とする。

※ただし、上記の場合においても、原則1回以上、対面による集合研修を行うこととする。

3 オンライン方式による研修の実施

オンライン方式による研修の実施にあたっては、以下（1）～（3）に留意すること。

なお、研修内容や研修期間等については、原則として、2（2）～（3）の内容を踏まえて設定すること。

（1）実施要件

実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

- ・感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合
- ・研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

（2）教材・マニュアル

教材については、2（2）については「⑥研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

（3）対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費。

※ただし、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみとする。

また、オンライン方式での研修の実施において、2（2）～（3）と関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、2（2）～（3）の研修対象者以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、2（2）～（3）の内容又は研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

4 その他

研修に係る細部については、必要に応じて茨城県と受託者が協議して定めるものとする。